

平成 25 年度第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 25 年 5 月 31 日（木）総務省庁舎管理室会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清 水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 園 田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
抽出案件	4 件（対象案件 318 件）
審議案件	4 件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案 1】（総合評価落札方式）</p> <p>政府認証基盤の運用・保守の請負</p> <p>契約相手方：（コンソーシアム代表企業） 社団法人行政情報システム研究所</p> <p>契約金額：3,087,000,000 円（落札率 99.99%）</p> <p>契約締結日：平成 25 年 2 月 22 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
再度公告に至った経緯	当初、コンソーシアム形式で入札参加希望があったが、うち 1 者が他省で指名停止となったことから、希望者が辞退したため、入札参加者、応札者なしの不調となり、再度公告に至ったもの。
なぜ年度末に契約するのか	平成 25 年 2 月 28 日をもって政府認証基盤システムの運用及び保守の請負契約期間が終了することから、同年 3 月 1 日から 48 月間の請負契約を行ったもの。
契約期間はいつからいつまでか	平成 25 年 3 月～平成 29 年 2 月（48 ヶ月）
コンソーシアムの構成と分担	○（社）行政情報システム研究所（代表） ：統括管理業務、運用・保守計画の策定、作業指示等業務管理、規程類の管理、外務監査対応、暗号鍵作成等の根幹業務 ○日本電気株式会社 ：認証局システムの運用・保守等 ○セコムトラストシステムズ株式会社 ：テスト環境システムの運用・保守等

<p>予定価格の算定方法</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、情報システム機器の保守・運用を行う仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価である市場調査の価格を採用したものの。</p>
<p>過去 5 年間の同契約の金額・相手方の推移</p>	<p>・20年度 A：791,700,000 円、B：121,800,000 円  ・21年度 A：756,000,000 円、B：121,800,000 円  ・22年度 A：699,900,000 円、B：121,800,000 円  ・23年度 A：699,854,400 円、B：121,800,000 円  ・24年度 A：640,941,000 円、B：111,650,000 円  ※A：政府認証基盤の運用の請負  B：政府認証基盤のシステム保守の請負  ※契約相手方は全て（社）行政情報システム研究所</p>
<p>今回の契約で運用と保守を一体契約とした理由</p>	<p>公共サービス改革法の対象事案となり、そこで審議された結果によるもの。</p>
<p>金額が前回（22 年度）と大きく異なるがその理由</p>	<p>4 年間の複数年度契約であるため（22 年度は単年度契約）。</p>
<p>前回「システムそのものが使われていない」との指摘があったが、現状はどのような稼働率となっているのか。</p>	<p>漸増している。利用件数は次のとおり。  20 年度：16,203,159 件  21 年度：17,323,696 件  22 年度：22,097,758 件  23 年度：24,142,717 件  24 年度：27,961,979 件</p>
<p>コンソーシアム方式から再委託に変更したとあるが、今回は再びコンソーシアム方式なのか。</p>	<p>20～22 年度：協業体制  23～24 年度：再委託契約  今回：コンソーシアム形式での契約  ※正式なコンソーシアムとしての契約は今回が初</p>
<p>総務省OBが理事長を務めている関連社団法人が本業務の元受を行うことの妥当性はどのように説明されるか。</p>	<p>正当な手続きに則っていることから、適正な契約と史料。</p>
<p>コンソーシアムの中で社団法人が自ら担当している業務の割合はどの程度か。</p>	<p>契約金額の約 53%。うち、約半分は固定費であるため、実質的には全体の四分の一程度。</p>
<p>社団法人がメインとなる意義はどこにあるのか。</p>	<p>本来、国自らが行うべき業務であるところ、その性質を鑑みると社団法人が適当であったもの。</p>
<p>契約金額は漸次減少しており、今回</p>	<p>価格の妥当性については各所で検討されているとこ</p>

<p>の複数年度契約ではさらに減額となっているが、落札率はほぼ100%に近い。見積もりが高すぎるのではないか。</p>	<p>る。</p> <p>また、官民競争入札等管理委員会において、事業のあり方に関する検討や評価が行われ、次の予算要求に反映されることとなるので、その際、途中経過も含めた分析・検討を行っていきたい。</p>
<p>日立製作所は、指名停止期間中に再委託先となっているが、指名停止の実効性の観点からは問題があるのではないか。</p>	<p>指名停止期間中の団体への再委託については、個別に審査した上で手続きを行っているものであり、真に必要な場合のみであると思料。</p> <p>ご趣旨は理解するので、ご指摘を踏まえて検討する。</p>

【抽出事案 2】（総合評価落札方式）

地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業に係る調査研究事業の請負

契約相手方：ITbook株式会社

契約金額：5,303,025 円（落札率 12.32%）

契約締結日：平成 25 年 3 月 26 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
事業内容	<p>○「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者等と行政の連携が必要となる業務について電子的な情報連携を行うためのアプリケーションの開発及び実証。</li> <li>・民間事業者等と行政の保有情報を安全に連携・共有し、また各事業実施団体に開発するアプリケーションを連携させるためのプラットフォームシステムの開発。</li> </ul> <p>○本請負内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」の円滑、効果的な実施のため、事業実施団体間の情報システムに関する調整、事業実施管理、実証実験結果の分析等を行う。</li> </ul>
予定価格の算出法	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な予算額を採用したもの。</p>
契約相手事業者の概要、同者からの過去の調達実績、他の応札事業者の概要、入札価格	<p>○契約相手事業者（ITbook 株式会社）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1990 年設立、資本金 8 億 8,136 万円、IT コンサルティング事業の運営（自治体クラウド推進支援、IT 調達支援、システム最適化計画支援、IT スキル研修 等）</li> <li>・調達実績：「自治体クラウド開発実証事業」（平成 21 年度）</li> <li>・入札価格：5,050,500 円</li> </ul> <p>○他の応札事業者（株式会社三菱総合研究所）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1970 年設立、資本金 63 億 3,624 万円、シンクタンク・コンサルティング、IT ソリューション（クラウド移行計画支援、BCP 策定支援、IT 調達支援、クラウド移行</li> </ul>

	<p>計画 等) 業務の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達実績：自治体クラウドの情報セキュリティ対策等に関する調査研究（平成 24 年度）</li> <li>・ 入札価格：77,000,000 円</li> </ul>
総合評価の概要（評価側面、尺度、ウェイト、など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配点技術点：配点 100 価格点：配点 50 合計：150 点</li> <li>○ 技術点総合評価基準に基づき、必須の評価項目を満たしている場合に合格とし、技術的観点等から基礎点を与える。また、必須の評価項目以外の評価項目については、評価に応じ加点を行う。</li> <li>○ 価格点入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値を配点する。</li> <li>○ その他技術の評価においては、外部の評価委員として財団法人自治情報センター職員を嘱託。</li> </ul>
落札率（12.3%）が極めて低いことについて推測される理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 落札者である株式会社 ITbook は「自治体クラウド開発実証事業（総務省平成 21 年度）」、「CIO 補佐業務請負（龍ヶ崎市）」等、地方公共団体における情報システムの事業に関する業務を多数請け負っている。このため、ITbook 社において、豊富な経験を元にコストを抑えることが可能であり、また本請負を受託することについてリスクが小さいと判断されたものと推測。</li> <li>○ 今回の落札価格については当室としても想定していなかった低いものであるが、事業遂行能力については外部委員も含めた審査を行っており問題ないものと認識している。</li> </ul>
本調査研究事業の成果の評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業」において、将来の自治体クラウドにおける官民連携等に十分に資する実証結果が得られるよう、事業実施団体間での情報システムの仕様に関する調整、事業実施計画の策定及び管理、また実証結果の分析がなされたかという観点から評価する。</li> </ul>

【抽出事案3】(随意契約(企画競争))

中央合同庁舎第2号館の電力見える化に係る支援業務

契約相手方：アズビル株式会社

契約金額：5,197,500円(落札率100.0%)

契約締結日：平成25年3月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
<p>なぜ電力の見える化を実施するのか(他の選択肢との効果の比較は実施したか)</p>	<p>「今夏の政府の節電行動計画(平成24年6月22日 電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定)」の中で、節電に係る具体的取組として、当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進が提言されているところ。</p> <p>東日本大震災以降、合同庁舎第2号館では、空調機の台数制限、事務室照明3分の1を消灯、共用廊下の間引き点灯、EVの稼働台数制限等、主に共用部分に関して節電強化を行ってきたところであるが、更なる節電効果を上げるために、例えば、執務室内のこまめな消灯や無駄な電気機器の使用中止など、職員一人一人が節電のための努力をすることが必要であり、これらを実行してもらうために、職員の節電意識向上を図ることを目的として「電力の見える化」を導入したものである。</p> <p>なお、24年度は、当室において、その日の電力使用量を設備監視室に確認した上で、手作業でイントラ掲載していたが、作業に時間がかかる上、表示内容にタイムラグが生じており、節電意識向上を図るためのツールとしては効果的ではないと考えられたため、今回、リアルタイム表示が可能で、かつ、現使用電力を一般家庭に置き換えることで、当庁舎がどのくらい使用されているかがイメージし易いものとした。</p>
<p>電力の見える化による省エネ効果が契約金額以上であるかどうか</p>	<p>本件は、平成24年度末に導入し、平成25年度から運用を開始しているところであり、今後、特に夏の節電強化期間(7月～9月)については、対前年度との比較など節電効果について注視することとしている。</p>
<p>他の合同庁舎での実施状況(2号館単独で実施かどうか。他省庁との連携は</p>	<p>本件は、合同庁舎2号館の総務省イントラ用に単独で導入したものであり、他の合同庁舎との連携は行ってい</p>

あるのか)	ない。
見える化を行ったことで、500万円分の追加的な節電効果があったと言えるのか。	運用がスタートしたのは25年4月。1年後に、前年度の消費電力等の実績と比較し、費用対効果を分析、検討していきたい。

【抽出事案 4】（最低価格落札方式）

地域における ICT 利活用の成功事例に関する調査研究請負

契約相手方：アビームコンサルティング(株)

契約金額：9,450,000 円（落札率 99.01%）

契約締結日：平成 25 年 3 月 11 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>本件調達における予定価格の算定方法</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績等を勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し予算額と比較の上、安価な予算額を採用したものの。</p>
<p>本件調査の契機</p>	<p>総務省では、これまで過疎化や高齢化等、地域が抱えている諸課題の解決を目的とした、地域の ICT 利活用を推進する予算事業を実施してきた。今後は当事業で得られた成果やノウハウ等を他の地域にも普及・展開させて、効率的、効果的な ICT 利活用を全国的に推進していくことが重要である。また、総務省による予算事業以外についても、地域において取り組まれた ICT 利活用について調査し、優れた事例を把握し周知していくことは、成功事例の普及・展開という観点から有意義である。</p>
<p>企画及び仕様の経緯</p>	<p>できるだけ多くの地域、多くの分野における取組を抽出すべく、本調査は以下のような方法をとることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方総合通信局・事務所が管轄するエリア（全 11 エリア）ごとに地域 ICT 利活用の知見を有する大学の研究者（以下「有識者」という。）を選定し、協力を依頼。</li> <li>・各エリアにおいて、有識者の協力を得つつ、地域 ICT 利活用の事例を 3～4 件ずつ選定。</li> <li>・上述の事例の中から、事業分野に偏りがないように、他地域の参考となるなど特に優良と認められる事例を各エリアごとに抽出。</li> <li>・抽出した事例について取組内容及び成果の実態を分析し、事例集を作成（事例集については、後日総務省 HP にて紹介予定）。</li> </ul>
<p>年度末調達となった理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例公債法の成立が遅延したことにより、予算の執行抑制が行われたため、調査研究事業全般が年明けからの実</li> </ul>



	<p>施となったこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加えて、調査スキームの設計、各地域における有識者の状況の確認など、本調査事業の実施の前提となる作業に時間を要したこと。</li> <li>・事例抽出に当たり、「地理空間情報の活用」、「農林水産業の振興」など、これまで特に調査対象としていなかった分野を新たに追加したこと。</li> </ul> <p>等</p>
当初想定した入札参加者数	<p>4 者以上</p> <p>(理由) 仕様書作成に当たり、複数(4)者から見積もりをとったこと、過去の関連調査について複数者が実績を有していること等。</p>
一者入札になった理由についての、事後調査の状況と、理由についての分析結果	<p>主な理由は、十分な事業実施期間が確保されていないというもの。なお、仕様書入手者 25 者のうち、入札不参加理由アンケートの回答者数は 5 者。</p>
当該契約の相手方との契約締結状況(23, 24 年度分)	<p>○23 年度：2 件</p> <p>○24 年度：3 件</p>
<p>地域における ICT 利活用の実態に関しての、総務省における他の類似調査事例(過去 5 年分。</p> <p>外部へ調達発注している場合は、その発注及び成果物活用状況。)</p>	<p>○平成 24 年度</p> <p>「地域における ICT 利活用の効果検証等に関する調査研究の請負」(アビームコンサルティング(株))</p> <p>○平成 23 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用事業の効果検証等に関する調査研究」(三井情報(株))</p> <p>○平成 22 年度</p> <p>「総務省 ICT 利活用事業の効果検証・標準仕様策定等に係る調査研究の請負」(アビームコンサルティング(株))</p> <p>○平成 21 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用モデル構築事業実施地域における効果検証等に関する調査の請負」(株)三菱総合研究所)</p> <p>○平成 20 年度</p> <p>「地域 ICT 利活用モデル構築事業実施地域における効果検証等に関する調査の請負」(三井情報(株))</p> <p>上記調査はいずれも総務省の予算事業を対象としたものであり、その成果は総務省の地域 ICT 利活用政策の基礎資料として DB 化して有効活用している。</p>

<p>本件調達の実行期間、成果物の活用計画及び過去の類似成果物との関係</p>	<p>○実行期間：平成25年3月29日（金）</p> <p>○成果物の活用計画： 優良事例について、総務省HPに公表予定。 各総合通信局等におけるセミナー等活動においても活用を予定。</p> <p>○過去の類似成果物との関係： 本調査では総務省の予算事業以外の取組を対象とした。</p>
<p>繰越等を行わず、履行期限を年度末とした理由</p>	<p>確かにボリュームの大きい調査ではあるが、ある程度ターゲットを絞って実施したため、短期間での履行が可能となったものと思料。</p> <p>しかし一方で、より長期的に実施することで、より多くの事例や良い成果が得られることも確かであることから、今後、同様の事業を行う際は、それらご指摘を踏まえ取り組んでいきたい。</p>
<p>有識者の協力を得る必要性</p>	<p>各地域の様々な事例や課題に関する情報の収集に際し、各地方公共団体の担当者から協力を得る方法については、今後、検討していきたい。</p>
<p>事業者へ請け負わせて実施する必要性</p>	<p>事業者との契約締結前に、各総合通信局等が有識者と接触し、情報収集していたことは事実。</p>
<p>なるべくして一者となったと思われる。非常にリスクな契約と思料。</p>	<p>—</p>

<p><b>【事務局からの説明事項】</b></p> <p>その他、事務局より、今後の契約監視会で審議する案件の取扱い等について説明。 本件については、次回も引き続き議論することとなった。</p>
--